

## 金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について

### 1. はじめに

- 日本銀行は、金融市場調節取引の適切な運用を確保するうえで、同取引の対象先（以下「対象先」）が遵守すべき事項や、それに背馳した場合の措置（オファー停止または対象先除外）について、従前より具体的に示してきたところです<sup>2</sup>。
- とりわけ、国債系オペにおける国債決済未了時の措置については、具体的な事象に応じた点数を示し、点数の合計値に応じてオファー停止または対象先除外を行う旨を明らかにしています<sup>3</sup>。
- このたび、これらの取扱いの明確化の観点から、国債系オペに限らず全ての金融市場調節取引を対象に、また、措置の前提となる事象についても決済未了時以外のケースも範囲に含めて、措置の発動要件や、発動に至るまでの過程を示すこととしました<sup>4</sup>。

### 2. 対象となる金融市場調節取引および決済代行者にかかる取扱い

- 対象となる金融市場調節取引は次のとおりとなります。
  - 共通担保オペ、国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ、国債現先オペ、国債補完供給、CP等買現先オペ、手形売出オペ、米ドル資金供給オペ、米ドルオペ用担保国債供給、
  - 被災地金融機関を支援するための資金供給オペ、
  - 気候変動対応を支援するための資金供給オペ、
  - 貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給、
  - 貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
  - 指数連動型上場投資信託受益権の貸付け

<sup>1</sup> 当初公表日は、2018年10月12日。

<sup>2</sup> 詳細は、日本銀行ホームページをご参照ください（「金融政策」―「金融政策手段」―「オペレーション等の対象先公募・選定」―各種オペ等の「対象先選定細目」）。

<sup>3</sup> 「国債系オペにおける国債決済未了時の措置について」（2016年9月16日、日本銀行金融市場局）

<sup>4</sup> 「国債系オペにおける国債決済未了時の措置について」は、その規定事項は全て本件に包含されますので、当初公表日を以って廃止済みです。

- なお、対象先が決済代行者を利用している場合には、当該決済代行者も、本件の対象となり、点数の付与および当該点数の合計値に応じた措置（代行決済の停止または決済代行者の承認取消）を講じることがあります。

### 3. オファー停止や対象先除外等の発動要件、発動に至るまでの過程

- 日本銀行は、対象先または決済代行者が（表1）右欄に掲げる事象を起こした場合には、金融市場調節取引の区分毎に左欄に掲げる点数を付与することとします<sup>5</sup>。なお、点数の存続期間は、点数を付与した日から起算して3ヶ月間とします<sup>6</sup>。

（表1）事象に応じた点数の付与<sup>7</sup>

点数	事象の具体的内容
0.3点	・ 書類の不備等
0.5点	・ 決済締切刻限の途過（国債等有価証券の引渡・担保差入不可によるもの等） <sup>8</sup>
1.0点	・ 決済締切刻限の途過（資金振替不可によるもの等）
	・ 締切刻限までの担保不足の未解消
1.5点	・ 約定変更（国債等有価証券の引渡・担保差入不可による、決済日における決済金額または決済日の変更等） <sup>8</sup>
	・ 取引の円滑な運営上支障が生じると日本銀行が判断する事象
2.0点	・ 約定変更（資金振替不可による決済日における決済金額または決済日の変更、担保不足による期日前返済等）
	・ 取引の円滑な運営上重大な支障が生じると日本銀行が判断する事象

<sup>5</sup> 対象先が決済代行者を利用している場合には、当該対象先および当該決済代行者の双方が点数付与の対象となります。ただし、個別の事情を勘案し、両者のうち、発生した事象に関して帰責事由がないと認められる者については、本措置の対象外となります。

<sup>6</sup> 貸出支援基金の運営として行う資金供給、被災地金融機関を支援するための資金供給オペおよび気候変動対応を支援するための資金供給オペについては、点数を付与した日から起算して1年間とします。

<sup>7</sup> 複数の事象が一連で発生した場合には、各事象に応じた点数のうち、最も大きい点数を付与することとします。

<sup>8</sup> 国債補完供給において、再売却または減額措置に伴う資金決済を完了した場合を除きます。

—— ただし、日本銀行が、事案の内容等（発生原因ならびに事務処理体制および内部管理体制の状況等）を勘案し、必要と認める場合には、2.0点を上限とする別の点数を付与することができることとします。

—— なお、「取引の円滑な運営上支障が生じると日本銀行が判断する事象」としては、例えば、行政当局から対象先に対して、金融市場調節取引も執行する市場運用部門を対象にした業務改善命令が発出された場合等において、日本銀行としても、金融市場調節取引の円滑な運営を確保する観点から支障が生じていると考え、オペのオファーを一定期間停止したうえで、同部門の業務改善に向けた取り組み等を見極める必要がある事象が想定されます。

—— また、「取引の円滑な運営上重大な支障が生じると日本銀行が判断する事象」としては、例えば、行政当局から対象先に対して、金融市場調節取引も執行する市場運用部門を対象にした業務停止命令が発出され、対象先において、一定期間、金融市場調節取引を執行することができない事象が想定されます。

- 日本銀行は、対象先の点数の合計値が（表2）左欄に掲げる点数に達した場合には、その金融市場調節取引について、日本銀行が別に通知する日から右欄に掲げる措置を講じることとします。

—— 決済代行者の点数の合計値が（表3）左欄に掲げる点数に達した場合には、受託する全ての金融市場調節取引について、日本銀行が別に通知する日から右欄に掲げる措置を講じることとします。なお、合計値の算出にあたっては、決済代行者が受託している金融市場調節取引に関する決済の全てについての点数を合計するほか、決済代行者が複数の対象先から決済を受託している場合には、当該決済の全てについての点数を合計します。

(表2) 対象先にかかる点数の合計値に応じた措置

合計値	措置の具体的内容
1.5点	1ヶ月間のオファー停止 <sup>9</sup>
2.5点	1ヶ月間のオファー停止 <sup>9 10</sup>
3.5点	対象先除外 <sup>11</sup>

—— ただし、日本銀行が、オファー停止期間中に、対象先における事務処理体制または内部管理体制に所要の改善等が行われていないと判断する場合には、停止期間を延長することができることとします。

(表3) 決済代行者にかかる点数の合計値に応じた措置

合計値	措置の具体的内容
2.0点	1ヶ月間の代行決済停止
3.0点	1ヶ月間の代行決済停止 <sup>10</sup>
4.0点	決済代行者の承認取消

—— ただし、日本銀行が、代行決済停止期間中に、決済代行者における事務処理体制または内部管理体制に所要の改善等が行われていないと判断する場合には、停止期間を延長することができることとします。

- なお、本件に伴い、金融市場調節取引毎に定め公表している対象先の選定に関する細目および選定基準・手続について、措置の発動要件をより明確にする観点から、「日本銀行が対象先との間で行う取引の適切な運用を確保する上で支障が生じた場合」を追記することで、点数付与の前提となる事象の外延を画するための所要の改正を行っています。

—— 詳細は、日本銀行ホームページ<sup>12</sup>をご参照ください。なお、(別添)には、国債売買オペを例に、「国債売買における売買対象先の選定に関する細目」(2017年1月31日決定)および「国債売買オペの対象先選定基準・

<sup>9</sup> 貸出支援基金の運営として行う資金供給、被災地金融機関を支援するための資金供給オペおよび気候変動対応を支援するための資金供給オペについては、日本銀行が別に通知する日以降に到来する最初のオファー日(貸付実施の通知日)までの間のオファー停止とします。

<sup>10</sup> 点数の合計値が1ヶ月間のオファーまたは代行決済停止の水準に至った後、当該点数が存続している下で、新たな点数付与事象の発生により一定の点数が加算された際に、オファーまたは代行決済が再停止となる場合を想定しています。

<sup>11</sup> 米ドルオペ用担保国債供給の場合には、日本銀行が別に通知する日以後のオファーを停止します。

<sup>12</sup> 「金融政策」—「金融政策手段」—「オペレーション等の対象先公募・選定」。

手続」の一部改正の内容を掲載しています。

#### 4. その他

- 日本銀行が、上記2. および3. のとおり取扱うことを適当ではないと判断した場合には、異なった取扱いを行うことがあります<sup>13</sup>。

以 上

---

<sup>13</sup> 例えば、対象先の点数の合計値が（表2）左欄に掲げる1.5点に達した場合に講じるオファー停止の「期間」について、事案の内容等（発生原因ならびに事務処理体制および内部管理体制の状況等）を勘案して、1ヶ月未満の期間とする場合や、1ヶ月超の期間とする場合などが想定されます。

● 「**国債売買における売買対象先の選定に関する細目**」の一部改正

—— 取扱いの明確化の観点から下線部分を追加。2018年10月12日に実施。

4. 売買対象先の遵守事項等

- (1) 売買対象先の公募に際しては、次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。
- イ、本行の国債売買に積極的に応札すること
  - ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること
  - ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (2) 売買対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合その他の本行が売買対象先との間で行う国債売買の適切な運用を確保する上で支障が生じた場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

● 「**国債売買オペの対象先選定基準・手続**」の一部改正

—— 取扱いの明確化の観点から下線部分を追加。2018年10月12日に実施。

2. 対象先としての役割

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
- (1) 国債売買オペに積極的に応札すること
  - (2) 正確かつ迅速に事務を処理すること
  - (3) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が、上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う国債売買オペの適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

以 上